花巻市市民参画・協働推進委員会(第4回)【記録】

日 時 平成 20 年 11 月 28 日 (金) 午後 2 時~午後 4 時 20 分

場 所 花巻市役所本館 3 階 委員会室

出席者 委員12名(欠席3名)

内容1開会

2 あいさつ

3 協議

(1)制定・改廃条例の区分について

- (2)公共施設の区分について
- (3)除外規定について
- 4 閉 会

事務局(役重地 (本日の出欠席の状況を確認後、第4回推進委員会の開会を宣言。) 域振興課長)

議 長 年末のお忙しい中、また、たいへん足元の悪い中、皆さんご参集ありがとうございました。今日も2時間という限られた時間の中で十分に協議をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

前回は20年度までの計画等一覧を示していただきながら、具体的に宮古市の区分を参考に検討していただきました。今日は、資料1の制定改廃条例についての区分、それから公共施設の区分、こういうものも実際にやってみながら、最終的には皆さんのご意見を基にして、次回には参画の適用対象部分の中間まとめといいますか、全容が見えるようなかたちでまとめて、それを基にしながら本案を目指して更に協議を深めて参りたいと思います。委員の皆さんの活発なご意見をお願いしたいと思います。

それでは協議に入る前に、前回の委員会での内容を確認したいと思いますし、また 事務局に市民の方々から寄せられている意見等ございましたら、最初に紹介いただき たいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局(役重地域振興課長)

前回以降に委員会の内容或いは運営に関することで市民の方から寄せられたご意見を紹介させていただきます。市内在住の2人の方からいただいております。一件は電話で何点かについていただいたものでしたけれども、主要なことといたしまして、会議の傍聴のルールについて、傍聴席での発言は控えるべきであり、ルールについて決定をしていただきたいということでした。それから会議の運営について、意見交換会の場ではないのだから審議会としてポイントを絞った議論をすることが必要であろうと、それから参画の対象の検討にあたっては、まず全てを対象と捉えて、その内どれを除外すれば良いのかという考え方で進めるべきではないかということです。それから今後の推進体制について、担当課だけで進められるものではないので全庁的な取り組みが必要。さらに市の情報提供について、この委員会に限らない全般的なご意見でしたけれども、市の情報提供が不十分、審議会等の情報はホームページの新着情報等に掲載すべきであるということです。そういったご意見もありまして、新着情報には、この委員会については早速載せさせていただきました。ほかにもたくさんの審議会がありますが、そこまではまだ対応できていないというのが今の状況です。

それからもう一件、委員構成についてのご意見をいただきました。同じような環境で育ち生活をしてきたという視点から、この町にずっと住んでいる人ということだけではなく、この町以外で生活、勉強、就職、あるいは外国で暮らした経験がある方などを含めて、違った角度からものを見られるという年齢的にも若い方も含めた委員構

成も期待したいということでした。

それでは、前回の確認をさせていただきたいと思います。第3回委員会での主なご 意見ご質問ということで、議事録については、別途、未定稿のものをお送りしてござ いますが、主要なものということで拾わせていただきました。としては参画条例の 制定について年度内は考えないということかという質問について、その場で確認が成 されましたが、基本的に次年度以降の検討とするが、本年度のしくみづくりの具体的 な作業等を進めていく中で、条例化のタイミングということも併せて議論していけば 良いのではないかということでございました。2 点目としては、評価に対してという ことで、仕組みづくりをして実行して、そしてそれがどうだったかという評価まで行 って初めて一連のサイクルということなので、評価に関しても議論すべきではないの かということで、これについてもその場でお答えできなかったかもしれないのですが、 諮問の中に参画の評価ということも今回入れさせていただいておりますので、当市に 当たっては評価のあり方も検討内容として含めております。3 点目は、参画の適用対 象について、宮古市だけではなく他市町村の事例はどうなのかということもありまし て、事前の資料としてお渡ししてあります。 はいずれも推進の部分のご意見がご ざいました。区長、班長などに協力いただくことや既存の相談員の声も拾う機能、そ ういったものもあるのではないかということで、これは参画方法の検討の中で、こう いった議論も是非していきたいということでございました。それから宮古市の事例を 基本的にベースとして考えていくことが良いのではないかということで、これは前回、 委員長から確認していただきまして、暫定的にその方向とするということでございま すが、これに対して金銭の徴収については、他の自治体の例も見ながら再度検討をす べきであるということがございました。それから、前回示した計画一覧のうち、地球 温暖化削減実施計画、あるいは総合計画、実施計画など、これらは内部計画というこ とではなく、市民にも関わりがあるのだから適用対象となるというご意見がございま した。これは内部の事務処理に関することという範疇が、どの範囲をいうのかという ことに関して再度、本日検討していただきたいと思います。それから としては事業 費のない事業、あるいはPTA活動等の市民の自主活動の分野をどう扱うかというこ とがありました。事業費に表れないもののうち、いわゆる市民生活に大きな影響を及 ぼす制度として、ごみ分別、通学区域など、そういったものがあります。これについ ては制度の方で適用対象に含まれると考えているところでございますし、またPTA に限りませんが、いろいろな個別事業の中で、市民の参画があって、より効果が上が るものが沢山あるだろうという部分がございます。これについては主にということで すが、まちづくり基本条例第14条の協働という方が、参画とは別途の分野がございま すけれども、こちらについては今回その参画の仕組み作りの答申をいただいた後、更 に検討を続けていただくということですので、その二つが密接不可分ですので、切り 離してという事ではございません、当然今年度にも議論はしていただいて結構ですけ れども、一応そういう形で区分できるのではないかという考え方がございます。 については、こういったご意見でございましたので、これについては参画の仕組みの 検討の中で是非取り組んでいただきたいということで、主な内容のみ書いてございま す。以上です。

議 長 ありがとうございました。それでは今、前回のまとめを出していただきましたが、これを踏まえて、今日は、制定改廃条例の区分と公共施設の区分について具体的に見ていきたいと思います。それが終わりましたら、前回からの課題でありました除外規定の部分をどうするのか、それについての協議をしていくということで進めたいと思います。よろしいでしょうか。

丸山委員

ちょっとよろしいでしょうか。今の意見集のことについてですが、第3回委員会の中の主なご意見ご質問の8番目ですけれども、参加と協働についての概念をちょっと教えてほしいですけれども。要するにPTAなど自主活動云々における市民の参加協力は、要するに市民の参加と、いわゆるここで考える参画の違いですね。それじゃあ協働って何なのというのを事務局なりにどう解釈してらっしゃるのか。参画っていうのは、いろいろな物事を一緒に考えていったり、事業計画を立案したり、評価を一緒にやったり、それから事業も見ていくということですよね、一緒に。進捗状況、そういうことも含めて協働ではないのでしょうか。それともどこかで道路工事をやりますよと、道路工事をやるときに今までは行政さんがやっていたのを、市民も労働者としてはいる。要は一緒に働くという行為。実質的な事業の行動。それを協働と呼んでいるのか、ずっと協働と参画という概念がハッキリしないんですよ。協働というのは重要なテーマですけれども、議論すると言っている意味がどういう意味なのか、ちょっと整理していただきたいのですが。まず参加と参画はどう違うの。参加と協力のことを協働というのか。じゃあ参画の中には協働は入らないのか。大体そんな点で結構なんです。

議 長 ほかの委員さん方からは今の件はよろしいですか。では事務局のほうからお願いします。

事務局(役重地域振興課長)

参画と協働に関しては、このまちづくり条例の中で定義として第2条にございます。第2条の3号、4号に参画と協働について、それぞれの記述があるわけですけれども、参画については「市民が主体的にまちづくりに参加し、その意思決定にかかわることをいいます」とございます。ここでは「参画」というのは、地域への参画、市政への参画、ということが大きく分けてありますけれども、今議論していただいている第13条関係に関しては、市政への参画ということの範疇でございます。つまり市民が主体的に市政に参加し、市の意思決定に、いわゆる計画や事業や条例を含めた市の意思決定に関る市民としての意思表明をし、関るというふうなことを定義されているというふうに理解しております。一方、第4号「協働」については、市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割と責務をもって協力し行動することをいいます。まさにここにあるとおりと考えております。

議 長 よろしいでしょうか。

丸山委員 結構です。一応そう定義しておきます。

議長それでは早速ですが、制定改廃の区分について事務局から説明をお願いします。

事務局(役重地域振興課長)

それでは、(1)制定・改廃条例の区分についてということで、資料1をご覧いただきたいと思います。併せて前回と同様の資料になりますが、宮古市の例による区分という資料を見比べながらご覧いただきたいと思います。前回は、参画の適用対象について検討をいただきまして、今回が2回目ということで、前回は市の基本的な計画の一覧と中の区分だけをお示ししたものですから、この条例、それから資料2で出てきますが、重要な公共施設の建設計画。これについては持ち越したかたちになってございますので、今回、区分をあらためてお示しして、この区分を事例として参考にしながら、妥当性を更に検討していただくということになります。資料1は条例の関係ですが、こちらについては平成19年の4月から今年の10月までの1年半の間に議会に上程され可決された条例ということになります。ほとんどが一部改正ということでござ

いますし、国の法令の改正に伴う改正というようなことが多いことから適用除外と考 えられるものが、ほとんどでございます。最初に結論から申し上げますと、39番、こ こにまちづくり基本条例ということで、基本的な市政の運営に関して条例化したもの ということで、これは当然 7-1 の基本的な計画に含まれるものでございまして、これ が適用対象であろうということでございます。そのほかのものについては、私のほう から簡単にご説明させていただきますが、まず1番と2番は、大迫交流活性化センタ ーを新たに建設したことによって、併せて振興センターを移すということでの条例改 正でございます。これは新設ということではありますけれども、条例そのものは建物 が既に出来上がったことをふまえて、この名称とそれから更に施設の種類、順番、こ ういったものを決める条例の内容でございますので、これ自体は非該当と考えてござ います。勿論センターを建設することの是非であるとか、あるいはセンターの基本的 な構成をどうするのかといった基本的な計画については、今度は重要な公共施設。こ の計画については、当然適用対象となり、審議されるということでございますので条 例化する時点では既に、それらが当然終わって建物が出来上がって議会に上程される ということですので、ここでは非該当ということで考えてございます。3番は軽易な 変更ということで除外されます。それから4も同じ考え方ですが、学校統合に伴って、 最終的には条例の学校設置条例を改定するということですが、当然、議会に上程され た段階では、市民の参画を得て、地域の合意がなされているということが前提でござ いますので、学区制度の変更と、市民に重大な影響を及ぼす制度の変更で、これは以 前、何年も前に地域と説明会、あるいは意見交換会という手続きがなされることにな ります。従って、条例の時点では、これも非該当となるのではないかと思われれます。 5番は金銭の関係ということで、議論の対象にはなりますが、当面(5)の除外規定にな っております。6番は施設の運用に関するので非該当外。7番から9番までは、郵政公 社の解散、民営化、国の法令の改正に伴う改正ということです。10番から13番につ いては、指定管理者に伴うものということでございます。建物管理者の変更というこ とですが、施設自体の運用、利用には変更がございませんので、非該当ということで ございます。それから14番については、金銭の徴収に関するものということで除外規 定でございます。15番は指定管理者ということで先ほどと同様でございます。16番に ついては、新たな施設の設置条例という考え方でございますので、そちらについても 1番2番と同様の考え方でございます。17番については、金銭の徴収に関するもの。 18 番から 26 番にかけては、全てこれらは国の制度によりまして法令で基準が定めら れている内容の改正ということになります。それから27番は指定管理者の規定。それ 28番、29番は金銭の徴収に関することということで、7-3(5)の除外規定。30番と31 番については、施設の条例への位置づけということでございます。これも最初の1番 2番と同じです。32番については、いずれも市の組織。市役所の組織改正ということ で内部事務の処理に関することという考えをしてございます。それから33番は議員の 手当の関係ですが、これは市の執行機関でありますと当然職員の服務ということです ので内部処理に関することですが議会という事ですので、市の機関では有りませんが、 いずれ服務に関する機関ということですので、非該当というふうに考えてございます。 それから今申しあげました職員の服務に関することで内部のものに属するというのが 34番から35番。それから、37については服務の関係でもございます。指定管理 の内容で非該当というふうに分類しております。38については、これは会計の処理 の関係ですので、内部の事務処理に関するもの。それから40番については、議会の 組織改編に伴うものという事で非該当でございます。それから41、42については 服務の地方税法の改正に伴う改正という事で国の法令の基準でございます。43番に ついては施設の運用に関する条例改正ですので、非該当という事です。44番につい ては、これも職員の服務に関する内容の一部でございます。45番は議会の組織、服 務に関する一部でございますので非該当。46番については国の税法改正に伴うものと。それから47から48は指定管理者の関係。49は学校統合に関する設置条例ですので、先ほど申し上げました、田瀬中学校の件と同様でございます。50番は組織の関係の内部の事務処理。更に51から54までについては、国の法令の改正に伴うものということでございますので除外規定に該当するという事でございます。従いまして条例に関しては、条例という性格上、特殊な部分もございますけれども、議会に上程される以前に基本計画が企画される時点で重要なものについては参画対象になるという事から、条例化されたものについて、その文言がいいのかという事を例えばパブリックコメントとか、そういった事についてはやはり、ちょっと考えにくいのではないかということで、今回の区分の例示ということでございます。説明については以上でございます。

議長

はい。ありがとうございました。区分の訂正のところですが、28と29が7-3(5)と言うことですね。ほかにもありましたでしょうか。今検討いただいているのは検討の適用対象という事で、前回は計画等一覧を元にして吟味していただいたと、今は制定改廃条例を元にして吟味していただいているという事ですので質問ご意見等ございましたら、お願いいたします。

丸山委員

これは基本的な質問なんですけれど、今のご説明だとちょっと不思議なんですよね。 39の花巻市まちづくり基本条例が制定に関しては7 1で、これは基本的計画の範 囲だから重要な計画で対象だよという事ですよね。 例えば 1 番で花巻市大迫交流活性 化センターに関しては、その施設を建設したり、そういう配置にするとか、そういう 要素を組み込むという事に関しては事前に建設計画でやっているので、条例の制定と いう意味では議会に出すだけだから、これは非該当だという説明だったのです。そう 考えると39番だって制定段階、これは市民会議でやったよと、策定委員会もやった よと。パブリックコメントもやったよと。その段階は確かに参画・協働という事でつ くった訳です。 だけど今の説明から言うと、 今度条例として議会に提出するんだから、 という解釈であるのであれば、これ自体対象外になっちゃうんじゃあないんですか。 というのは、1番の花巻市大迫交流活性化センター条例、これとか振興センターの一 部改正とか、例えば私たちが気になる条例がたくさんあるんですよ。殆ど除外なんで すよね、もしくは非該当。その根拠というのが、条例というのが議会に提出する段階 では市民の手をはなれているという解釈が一つ。それから国の制度であったり法律で あったりするから、我々はアンタッチブルだよというものは理解出来るんだけれども、 我々市民生活に非常に多く関る条例も、それは条例以前の段階で参画・協働で審議さ れているから、この条例云々では適用除外なんだという解釈がよくわからないのです よ。この条例を制定するまでは、要するに条例を制定するまでのステップが問題なん ですよね。例えば花巻市大迫交流活性化センター条例をつくるんだと、これをつくっ て議会に提出するときのことまでも我々を参画させろといっているのではなくて、花 巻市大迫交流活性化センターをどうやって運営していくのか、どうやったら活性化で きるのか、どういう管理体制にすればいいのか。という事が条例に書いてあるわけだ から、その中身を議論させてくださいというのが我々市民の要求なわけです。だから さっきの説明だと、条例化しているのだから市民の参画対象じゃないと解釈するので あれば、全てそれが言えてしまうので、唯一残った39番のこの花巻市まちづくり基 本条例ですら、参画協働で条例の素案を市長に提出しました。そこまでは市民参画で したよ、だけどそれ以降は、花巻市まちづくり基本条例を制定するという議会を通す、 議会と市とのやり取りだから、これは参画の対象じゃありませんというのであれば、 他のロジックとあわせるのであれば39番も、これも非該当です。違いますか。

事務局(役重地域振興課長)

言葉足らずがあったのかもしれません。まず大前提として宮古市の区分を前提とし たという事で、そちらをご覧いただきたいと思います。宮古市の場合ですね、条例と して対象にしてあるのが第7条の2項(1)から(4)までありますが、その中の(1) でございまして、「市民に義務を課して、又は権利を制限することを内容とする制定又 は改正」という事は一体どういうことかといいますと、裏に逐条解説になっているん ですが、2のところでですね。いわゆる「市民に義務を課し、又は権利を制限するこ とを内容とする条例」とは何だと、例えば、文化財を保護する条例、これは文化財が でるときは開発を業者に規制するという内容があります。それから環境の保全及び創 造に関する条例、これもその環境保全に関する規制を伴っております。あるいは廃棄 物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例。これは減量適正処理あるいは水 道水源等々が例文化してあります。これらを制定するときには、昨年度はそういう制 定がなかったわけですが、そういったものは当然、義務を課す、あるいは権利を制限 するという事で対象になってくるのですけれども、その中においても、先ほどの除外 区分の法令であったり、緊急とか軽微というものは除外できるよという仕組みになっ てございます。宮古市の場合は条例はこれだけなんですが、当市の場合には、まちづ くりに関する重要な計画又は条例という規定の仕方になっておりますので、当然のこ とながら、この第7条第1項の重要な基本計画、重要な市の基本構想とか総合計画と か、ここには宮古市では条例と書いてはいないのですけれども、この重要な基本的な 条例は当市の場合には対象になるであろうということで、先ほどのまちづくり条例は 対象であろうというふうに考えてございます。そういう訳で条例のタイトルだけ見て もなかなか判断しづらい部分もあるのですが、この施設の設置条例、花巻市大迫交流 活性化センターですとかですね、設置条例は実は地方自治法上、公の施設を作った場 合には必ず条例を作ってやらなければならないと、そこで名称、位置、それから施設 の種類ですね、建物とか付帯施設でトイレが付いているとかですね。そういう種類を そこに表示しなさいとなってございます。そこの具体的な管理方法とか運営方法を条 例の中に決めるものではないのです。従いまして内容からしてこれは、宮古市のいう 「権利を制限し義務を課するという条例」にはあたらないという事でございます。決 して議会に上程するものであれば、全てということではなかったので、ここでは言葉 足らずでご説明不足でございました。

藤井(公)委員

はい、条例とかですね、どんな議論が議会であったのかというのを想定して、勉強 会してみようという、言い出した私の方から見てもですね、今の説明をお聞きした中 で、私はこれで十分だと思うんです。今のお話も花巻市大迫交流活性化センターが、 旧役場庁舎を利用するか跡地をどう利用するか、大迫町では結構議論があったと聞い ております。それがまさに市民の参画だったと思うんです。それが色々な議論を経た 結果、議会にはこういう条例として出てきたということで、今のご説明にも色々あり ましたけれども、事前に色々な議論の対象になったという時点では、このまちづくり 基本条例が出来てくれば、どんどん対象になっていくんだろうというふうに私は今の ご説明で充分わかった気がしますし、そういう意味でこの資料を見ていけばいいんで はないかなというふうに思っています。議論していけば、例えば指定管理者だけで行 わせるんだという話になってしまうと、指定管理者として登録しようとしている方か ら見れば、条例化になった時にはもう終わっているわけですよ。ところが工事して資 料を取りにきてください。というのがちゃんと公告されますよね。その段階で指定管 理者になりたい市民は、いろんなことを意見として中身を知って参加するということ に。事前にかなりやってこの指定管理者なんかも決まっているわけですから、そこの 段階でこの指定管理者を、もっと分かりやすく、指定管理者はこういう対象にするの でということを市民にもっと広報してくださいということは別問題として考えればいいものだと思いますので、今のお話で進めていっていいのではないでしょうか。

議 長 先ほど丸山委員さんから1のナンバー1が非該当で、ナンバー39は7-1だと。 ここをどうのように理解すればいいのかということだと思うのですが、今のご説明で よろしいでしょうか。

丸山委員

再質問よろしいでしょうか。やはり解釈されているのが面白いのは宮古市を事例に 取ったということが一つですよね。我々がこれから宮古市を事例にするかどうか分か らないんですよね。怖いのは前回議論したことがほとんどまだ結論付いていないので すよ。この計画一覧、花巻市総合計画、実施計画。この中のどういうものを対象にす るのかという話はほとんどされてないんですよ、説明があっただけで。それで今日ま た条例に移行して、そして条例の中で宮古市を参考にしましたと、それでこれは適用 だよ、適用除外だよと。これだけ条例があって、対象のなるのが39番だけだよと。 本当にそれでいいのかということですよね、花巻市は。私の質問は1番の花巻市大迫 交流活性化センター条例には多分、いつから人の配置とか事務員何人おいてとかね、 確かにそういう設置系だと思うんですよ。その文言まで住民参加させろと言っている わけではなくて、要するにこれが適用除外に該当するのであれば、私の言いたいのは、 39番、この基本条例、ここの説明が欲しいんですよ。要するに作るまでは市民参加 しましたよ、だからこれは市民参加なんですよね。だけどここで条例制定となった時 にこれは市民参加なんですか。条例制定よいう行為、それが一つの質問。それから2 9番の花巻市農業集落排水、これは私農家じゃないからよく分からないけれども、こ こに定めるもの。要するにいくらと定めるわけですよね。排水路の施設の使用料。こ ういうのは当然農家の方々には、多分組合で相談しながら決めるわけですよね。こう いう問題も組合で決めたから、ここは条例を議会にかけて条例化する段階なんだから、 その全段階で、参画、協働で市民参画で行われているから、これは非該当だというよ うな解釈だろうと思うんですよ。そういう解釈でいいのか。そういう解釈であれば、 この39番も、既に条例化する作業だから我々の手から離れるんじゃないかというの が一つ。それから、重要な計画の7-1と7-2の(2)ここで「義務を課し権利を 制限する条例」に関しては重要な計画等ですよといいながら7‐1の基本計画、花巻 市まちづくり条例に関しては条例だけど基本計画に絡むことだから参画対象にしまし たよというのであれば、7 - 2 (2)「市民生活に重要な影響のある制度を決めている 条例も参画対象にしていいんじゃないですか。逆にすべきではないですか。要するに なぜ宮古市を踏襲にしなければならないんですか。

藤井(公)委員 踏襲しようとするのではなく、当てはめてみたらこうですよという。それで事務局のほうからは、当てはめてみたらこうですが、花巻の審議会として、これはおかしいよとなったら該当にしようとなったら、これはやっていくわけです。それでいいんですよ。

丸山委員 どういう解釈だったのか確認したい。

議 長 今進めているのは、この区分をどうするか。それをゼロから出発するのではなくて、 宮古市のを暫定的にやりましょうということでやっていますので、そのことをまずー つにやっていただきたいわけです。つまりはこれからやっていくときに、この項目で は足りないから、もう一項目加えないと区分出来ないと、或いはここの表現はこう直 したほうがもっとはっきりと区分できるとか。そういうことでご検討いただきたいと いうのが一つ。それから事務局のほうはですね、例えば今丸山委員から1と39の例が出されましたが、これを例えば該当させたときに、いわゆる参画の仕方というのはどういうふうになるのか。例えば1に参画を適用させた場合に参画の余地というのがどういうものがあるのかとか。それから39の場合は今こうやってやっているのですけれど、そこちょっと説明いただくと分かりやすいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局(役重地域振興課長)

はい、それではですね、ちょっと議論の交通整理が必要なんじゃないかと思ってい たので、事前にお配りしておりました資料で参画の適用比較という他の自治体の例も 交えたものをちょっとお目通しいただきたいと思います。縦長の一覧表ございますで しょうか。宮古市、紫波町、市川市とかありますが、いろいろ調べた中でこのくらい 並べてみたのですけれども、条例の範疇でございます。条例の中で何を適用対象とす るかという区分の仕方。いずれも義務を課し権利を制限する条例ということでこうい う表現でこの6つですけれども、自治体を見る限りでは、この区分は必ず入っており ました。その上に基本方針を定める条例というのがありますが、これが宮古市では入 っておりません。紫波町や市川市では入っているのですが、当市においてもやはり基 本方針を定める条例というのは必要ではないかなということから、まちづくり条例と いうのは基本的な条例ということで入れてございますし、例えばその他にも環境基本 条例とか、この一覧の中にはないですけれども、こういったものは該当になっている と考えております。それからあわせて、下半分は参画の方法という、委員長がおっし ゃられた分もそれぞれ規定がございます。アンケートとかパブリックコメントとか色 んな種類が規定されているわけですけれども、その中で、上記参画方法の組み合わせ という覧がありますけれども、紫波町では2つ以上ということで、当市と同じ2つ以 上の手続きを要します。その他は全て1つ以上ということですので、1つだけすれば 良いということでございます。そういった手法の組み合せもご覧いただきながらイメ ージをしていただければいいのかなと思います。

議長

それでは今の資料ナンバー1を見て、この宮古市の区分に、例えばこういうふうに足した方がいいとか、あるいは変えた方がいいとか、あるいは、このままでいいとか、何かご意見ありましたら、一つ確認してから次にいきたいと思います。いかがでしょうか。

佐藤(芳)委員

話がほとんど分からないんですけれども。例えば今の話で、条例の制定のことだから、特に義務を課し権利を制限されるとかということではないから非該当ということで、この状態でいくと39番以外は全部出てこないというわけなんですけれども、例えば先ほどおっしゃられたとおり、この条例が出来るまでには様々話し合いがあったはずなんだという事ですよね、十分な話を聞かれているという事であれば、それが住民参加なんだからということであれば、該当していたということなんじゃないでしょうか。表現として、それは非該当というべきではないでしょう。

事務局(役重地域振興課長)

先ほどから申し上げておりますように、条例の内容そのものによって判断するしかないのかなというところなのです。この花巻市大迫交流活性化センターですが、例えば施設の運用とか、こういう人は使わせないという制限するような内容であれば、やはりそれは当然重要な権利制限の条例だということになろうかと思いますけれども、その内容について、事前に建設計画においては勿論、審議がなされたという事の中で、条例の文言そのものについては、その中に権利を制限し、あるいは義務を課すという内容が無いということなんです、実際問題ですね。例えば今回お出ししている中で、

8の中に情報公開改正の一部改正がありますよね、これは今回の一部改正の内容がこういう単なる名称の、郵政公社の改正に伴う名称変更だという事なので除外なわけですけれども、同じ情報公開条例の内容が、今まではこういうことまで情報公開していたものか次からは公開しませんとか。あるいは公開できる相手を限定しますとか。そういう内容の改正であれば当然、対象になるわけです。そういった見方でご覧いただきたいなと思います。

藤井(公)委員

今、1番の話になっていますが、先ほど説明の中で4番の田瀬中学校の廃止の話がでていますけれども、他にもありますが、これで見ますと多分、計画段階では、重要建設計画に入ると思います。廃止、これは建設計画ばかりでなく重要な公共施設、市民の生活に重要な影響がある、地域の住民にとっては中学校が廃止になると重要な影響がありますよね。そういう計画段階では、当然市民の意見を聞くという市民参画でいるんな議論をするよと、しかし皆さんの意見を聞いて、廃止を全体の方向で決まったよと、東和中学校と統合すると、これは最後の条例ですよね。ですから、そのへんが説明の中で理解できてくれば、もっと議論が深まってくるんじゃないかなと。1番だって多分、花巻市大迫交流活性化センターのように、公民館の使いやすいセンターになってますよね。そういう施設を建設しようというときは、色々な議論があったと思うんです。ですからそこに市民が、どう関ってきたんだと、今後どうなっていくんだという辺りをちょっとご説明いただければ、もっと議論が深まるんじゃないかなという気がします。

議長

この4番の例についても、中学校を廃止するというのは前の段階で決まっていて、 花巻市の学校はこれくらいの学校、こういう校名でこういう学校がありますよという のを最後の整理の段階で事務的にこの設置条例という形でまとめるものだから、その ものに市民の意見をとる余地が全然無い。また、とる必要もない、そういう部分だと 思う。例えば花巻市大迫交流活性化センターそのものについて、もう非該当という、 始めからそういうものではなくて、今の段階になって、この条例の段階になって改め て検討する中身ではないということではないかと思うんですがいかがでしょうか。

佐藤(芳)委員

それはまちづくり条例でも同じことでしょうね。条例になる段階ではもう、議会にいって議決するような段階では、市民が参画するものではないですよね。

丸山委員

私が最初に質問したのは、そこのところなんですよ。要するにこれ全部一概に条例化する段階なら適用除外ではないのですかと、あえて39だけは参画ですよといっても、どういう条件であろうが、参画という行為ができるかどうかという事を議論しているわけで、どういう事業に市民がどういう形で加われるかという事をここで議論したんですよね。先ほどから出ている条例、勿論条例の中身でタッチしない、例えば職員の何人。ひょっとしたら職員何人置くのか、活性化センターでも、何時から開けるとか、そういうのは多分、事前議論されるだろうけど、それを条文化することだから条例は市民には問わないよというとことが私も理解してるんですよ。単なる条例化の問題だよと。だとすれば39番もその事前段階までは市民参画でやってきましたよと。それで他のロジックとあわせるのであれば、条例化という段階になれば、前段階がどうであろうがなんであろうが、すでに市民の手は離れているのですよ。議会とのやり取りになった時には。だから制定するという、議会に出す云々じゃなくて、制定する作業のなかに市民参画出来る余地があるかどうかという事を、これは見ていかなければならないんですよ。

事務局(役重地域振興課長)

よろしいでしょうか。おっしゃるとおりですが、まちづくり条例に関しても他の条例に関してもそうなんですが、繰り返しになりますが、その内容が基本方針を定める条例とするか、義務を課し権利を制限する条例に該当するかということで判断すべきと思ってます。その前段階で成された成されないということは、それが議論の本筋ではないですけれども、そういった意味でまちづくり条例については前段階で十分に議論されたということをもって当然、市民参画が条例化にして成されたと。だから改めて議会に上程する段階になってパブリックコメントにかけるということではなくて、それは事前にできているという事でもって、当然この条例は市民参画が成されたと、成された条例だという言い方が出来ると思います。繰り返しになりますがセンター条例とか、内容を今日お持ちできれば良かったのですが、これに関していわゆる内容的に市民の権利義務に関るものになっていないという事でございますし、そういった観点んから見てですね、逆にこれは市民の権利義務に関係する改正ではないかというものがもしあれば、それについてはご指摘をいただきたいと思います。

藤井(公)委員

先ほどの宮古市の第7条の第3番に「公共の用に供される重要な公共施設の建設計画策定又は変更」の段階では当然市民参画の対象ですよね。そして煮詰まってきて条例として出したときには、それは権利を課したりすることじゃないから、条例化のときには非該当というロジックでいいですか。

事務局(役重地域振興課長) 公

条例の内容によるわけです。施設の単なる位置、名称、場所を決めないとですね、 公共施設として地方自治法違反となります。決めないといけないんですね。

丸山委員

繰り返しだけど、決める前段階で参画していれば市民参加しているんですよ。

事務局(役重地域振興課長)

実施事業を次に議論していただきますが、その中に当然出てきます。

議長

進めましょう。今は区分について検討していると、それで前回は計画等で区分の仕方はそれでいいのかということでご協議いただいたと。特に除外の部分でお話はありましたけれども、今回、今度は制定改廃条例と照らし合わせて、この区分がいいかどうかということで進んできておりますので、特に今、あらためて新しく文言変えた方がいいとか、足した方がいいとか、減らした方がいいということが無ければ、とりあえずこの制定改廃条例については、この宮古市を参考にしながら検討をしたということで次の段階にいきたいと思いますがいかがでしょうか。

丸山委員

一つだけ提案です。宮古市とか他はわかりませんが、区分の中に、重要な計画等、7 - 1基本計画、7 - 2 - 1義務を課し権利を制限する条例、7 - 2 - 2市民生活に重要な影響のある制度、の間に「市民生活に重要な影響を与える条例」。意見です。これ以上は議論しません。多分、環境条例とか景観条例をつくるときにはこういうのは出てくると思うんですよね。それは当然、権利と制限に入るかもしれませんけれども。一応、言葉の問題として。

佐藤(芳)委員

いろんな計画には目的があって、それに対して基本的計画とか何とかの制度という ふうになるんでしょうけれども、街というのは生きているわけですから、予想もしな いことが起きてきたりすることもあるので、こういうことで分類されない場合も多々 あるかと思うのですが、どちらかと言うと除外できるものということの中で除外しな ければいけないもの以外全部含めるようなかたちで考えたほうが良いのではないです

か。いかがでしょうか。市民が参加していけないもの以外は全部参加する。除外できないもの、軽微なものは、知る必要は無いんだよというような言われ方されるような ものは市民としては納得いかないと思います。

議 長 今、二つ意見が出ましたけれども。そのとこも含みながら次の公共施設の区分について、同じように説明していただきながら検討してまいりたいと思います。

事務局(役重地域振興課長)

説明の前に佐藤委員さんからご指摘のあった部分についてですが、行政手続きの全 てというお話ではなくて、あくまでもまちづくり基本条例の中で、まちづくりに関す る重要な計画等の策定に当たってという範疇の「重要な」を広くとるべきではないか というご意見だと受け取りましたけれども、例えば今日お配りしている資料の中で、 参画の適用対象比較という資料の中に和光市の市民参加条例の抜粋がございますけれ ども、第6条第4項では「対象事項以外の事項であっても市民対象の参加とすること ができます」としております。それから同じ資料に、紫波町の例として第6条第3項 で、対象事項以外についても市民参加の方法を努めるものとする。0か100かという、 ここは何にもしないで決めて良いというふうにはならないので、グレーゾーンのもの もあるかと思います。そういう部分で努力規定きちんと入れて、それに基づいて努力 義務違反の判断をという部分は、そういう指摘について批判、検証を受ける中で正し ていくということは必要なのではないかと考えてございます。それではイメージをも う少し膨らませていただくために、あわせて資料ナンバー2の建設計画についてご覧 いただきたいと思います。もう一回宮古市の例に戻っていただきますが、宮古市の第 7条では第2項第3号で公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更と ございます。その中身の説明として、図書館、文化会館、運動公園、体育館など、そ の建設の趣旨が市全域に関り、不特定多数の市民のみなさんが等しく利用ができる建 物の新設や改修する場合の基本構想、基本計画を指しますというようにあります。個 別には触れませんが、先ほどの他の自治体の一覧も参考にしながらご覧ただきたいと 思います。この重要なという決め方の中で久喜市のように3億円以上、丸の下に小さ い字で一覧の中に入ってますが、和光市では10億円以上。金額で定めている例もあ れば、紫波町では特に金額の定めはなくて公の施設で重要なものという判断。これら を参考にして、当市の場合についてですが、とりあえず宮古市の例に従って区分をさ せていただきます。資料ナンバー2ですが、まず1番2番という事で団体営農業基盤 整備事業、それからまちの駅いしどりや酒蔵交流館トイレ新設事業というようにござ います、これについては受益者が限定されてあるものがございまして、広く一般の市 民に供されるというところからは、対象にならないのではないかということで考えて ございます。3番の日居城野運動公園整備事業、これについてはまさに対象になるの ではないかということでございます。4番の都市公園水洗化整備事業については下水 道の共用開始に伴って当然義務的に出てまいりますので、除外ということで考えてお りますし、5、6、7、8と市道の整備の関係、都市計画道路含めて、歩道、橋梁等 ございます。これらについても受益の地域については住民説明等の必要はございます けれども、道路整備というのは大前提として地域から要望が上がってくるという事で、 要望を受けて市で優先順位をつけながらやっていくというものでございますので、要 望があったものとして、この事業を市で行うという事については、やはり改めて市民 参画については考えにくいという事から対象外というふうになってございます。それ から9番、市道電線地中化事業、融雪事業等、それから11番、交通安全施設という 事でありますが、これも事業としてあまり大きくないと言うこともございますけれど も、既存の道路の維持管理に伴うことから必要事項ということから対象外という事で 整理をしております。そして12番から16番まで上下水道の関係がございますが、

これも当然、受益地区には説明会は行われるわけでございまして、市全域の意見公募 というのには、馴染まないのではないかと言う考え方でございます。それから市営住 宅、市営墓園、その関係でこれも、一般的に入居者等が限定的でございますけれども 受益範囲が狭いであろうという事で対象外。20番の小学校の建設事業に関しては、 地域的には全市ではございませんけれども、児童生徒のみならず一般住民の社会開放 ということで、これについては対象になるであろうという考え方でございます。22 番の中学校校舎も同様、小学校の耐震補強事業、これは耐震補強は法令の基準で当然 行うという事ですので除外しております。それから23、24の花北地区社会体育館 建設事業、総合文化財センター建設事業ということで、これは利用対象者が限定され る多くの方の利用になるという事から、重要な公共施設という位置づけでございます。 25番は耐震補強で同じ考え方。26番の消防防災無線、それから27番の排水路、 さらに28番からは消防事業関係が並んでございますけれども、こういった安全、あ るいは防災に関るものという事については、やはり義務的に進めなければならないと いう事でございますので、対象外の考え方でございますので。それから32、33番 からは本庁舎の改修と支所の建設事業と言うことで、ここでは、まさに一般市民の方 の重要な窓口施設という事になりますので対象ではないかなと言うことで、これは区 分として宮古市等の例を参考にしながら事務局としての考え方という事でございます ので、十分に検討いただきたいと思います。宜しくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。それでは今ご説明いただいたことを元にして、またこの 区分について検討したいと思いますのでご質問ご意見等ございましたら、宜しくお願いいたします。

佐藤(芳)委員 全体に言えることなのですが、例えばこれは地域が限定されている事業であるから対象としないというご説明でしたけれども、例えばトイレを作るという事に対して地域が限定されているから、その地域の人しか使えないトイレというような言い方でしたけれども、例えばですね、道を作るという場合には、この道を使うのは多く使うのは、その地域の住民でしょうけれども、そこに道があることによって花巻市全体の価値が上がるということであれば、花巻市全体の考えることでありますし、いしどりやのまちの駅にトイレを作ることによって花巻市の価値が上がるという事であれば、これは花巻市の財産になるわけなんで、そこの地域の財産ということだけではないと思うんですよね。そういう考え方をしていけば、その地域から勿論意見は聞きますけれども、という話でしたけれども、もっと広く意見を聞くべきではないでしょうかね。そういう意味ではここにあるもの全てが対象にしていったほうがいいんではないでしょうか。

議 長 はい。そういう意見ですが、他にございませんか、今のことに関連して。

丸山委員 ほかの方がなければよろしいでしょうか。今の佐藤さんのご意見と殆ど同じなんですけれども、やはり、参加や協働ということの概念が我々の意識と事務局の意識が随分ずれているような気がするんですよ。花巻全市民が関る施設なんて、そうはないですよね。例えば総合体育館とか。例えば市の図書館だって、私はこの15年で1回覗きに行っただけですよ。下手したら都南図書館のほうが近いから良く行く。大迫の図書館は月に一回くらい行きます。だからじゃあ大迫の図書館を考えるのは全市的じゃなくて、旧大迫町の人間だけでやるから市民参画でなく対象外であるというのはおかしいですよね。花巻市の図書館は全市の位置づけにあるから、花巻市の図書館やるときには市民参加だよと。今のご説明だと佐藤(芳)委員のお話しと一緒で、地域に作る

トイレは、これは参画対象じゃないというのは、とんでもない話で、地域の人々、数 百人、数千人にとっては非常に重要なトイレというのは施設と言うわけだから、それ こそ地域の参画、協働は必要なんですよ。だから参画、協働と言っても、旧大迫レベ ル、例えば小学校単位のレベル、それから全市レベル、というふうにいくつかのステ ップがあるわけで、今の説明だと全市に関るものは参画の対象という定義をされてい ることは危険だし、矛盾だと思うんです。言いたいことは、レベルによってすべて基 本的には市民参画です。ただやり方、対応、範囲は変わってくるでしょうという事で す。

ほかの委員さん方からはご意見ございませんか。全て対象とすると。 議 長

丸山委員

今のは、全て参画させなさいではなくて、概念として全てという概念を持ちましょ うと。緊急なもの、例えば小学校が壊れるから、すぐ耐震補強しなければいけないと いう件に関しては、多分耐震補強しますよという通知だけでいいはずなんですよ。そ れに反対する人はいないはず。だけど300万円のトイレであっても、ここにトイレ を新設しますよというときには、これはどういうトイレにしたほうがいいですかとい う相談はすべきだと思います。それから全てというのは、全てと括っておいて、個別 のそれぞれの条件に応じた参画の方法、市民参加の方法、それを考えるべきだという ことです。以上です。

議 長 それでは事務局に聞きますが、今のような考え方で進んだ場合に、実際の場面では、 どういうことになるのか。

大山地域振興 部長

例えばという話ですけれども、今、実施計画を羅列して一覧表にしておりますけれ ども、ここに公共下水道が入るということで、例えば下水道に切り替えしなければな らないと、そういうものも中にはあります。そういったもの全て議論にするかという のもあるので、今回、宮古市の例に当てはめた場合はこうですよということなのです が、今言ったように受益が限定されるものもあります。例えば負担金であるとか、事 業費が多いから実施計画上に載っているというものもありますので、全部をまとめて というのも、確かに議論するとすれば実施計画全体を全部議論していただくというこ とになるんだとなるとですね、今の言うような部分までとなるものですから、今回、 宮古市の例に則って対象にして、広く影響するような項目ということで示しておりま す。課長の説明でも地域限定で除くという事ではないので、例えば花北の体育館は地 域でというのは、除くということではないのです。今は、ほとんどの道路整備にあた っては地域からの要望に基づいて整備しているということですので、あらかじめ地域 の方と協議している、或いは橋の場合はほとんどが建替えです。そういった事業まで 対象にしたらいいのかというところも含めて協議していただければと思います。

藤井(公)委員

大分前の委員会で発言させていただきましたけれども、確かに全てを対象にし、除 外していくものを限定していくと、基本的にはそれで良いと思いますけれども、かな りの事業そのものを全て審議の対象にしていくと、又は将来、評価のことまでどんど んでてくるわけですけれども、そうすると市役所もう一つ欲しいんじゃないのと、大 げさな話をしたんですけれども、そこまで市民参画ということがどうなのかなとやっ ぱり大前提として参画・協働の意義なり趣旨ということを決めて当てはめていくわけ ですから、それは行政側の性善説に立って、しかし一方では最終的に市議会という最 後にはチェック機能がある、そういう中で物事を考えていくべきではないのかなとい うふうに私は考えております。ですからこれはあくまでも宮古の案に当てはめて考え てみた結果、こういうことだよと。では、花巻市で実際にやる場合には、それをどこまで広げる、基本条例の部分でですね。どういうものを対象にするんだというところに戻って議論していけばいいことで、今この段階で適用したこと自体を取り上げて、もう少し事務局側の考えも柔軟になってほしいといったような話をされても困ると思うんですよね。そういう進め方をしていってはどうでしょうか。

議長

ここに区分の項目があげられているということは、全部を対象として考えた場合に、ある程度順位も付けなければいけないのだろうし、その重要度を見ていくときに、前提は全体を対象として見ていくのだけれども、区分を設けて、これこそ絶対に除外できないものかも、そうでないものまで、これから具体的に取り掛かっていくときに、取り組みやすいように区分しているのだろうと思うわけですね。これが区分も何も無く、全部だということになると、それこそ動きが取れなくなるし、また、私たちがやることも整理が付かなくなる気がします。

佐藤(芳)委員

ちょっといいですか、今ここで決めている区分というのは、ここで話し合う対象と なるものを決めているわけではないですよね。区分を決めて、ここで話し合うものは これを話し合いましょうという区分とは違いますよね。ここで話し合うものは、それ こそ全部やっていたら、話し合いは出来ませんから、私が言いたいのは、別に皆から 意見を聞いたらいいんじゃないですかということだけですので、ご意見を聞くことは まちづくりなんだと思うんですよ。例えば石鳥谷でトイレを作るというときに、住民 の中にトイレの専門家なんて殆どいるわけないんですから、トイレの専門家が例えば 東和町にいらっしゃるのなら、トイレはこんなのがいいんだよと、ちょっと話が伺え れば、素晴らしいものが石鳥谷に出来るわけで、なるべく広くから意見を聞けば、マ イナスがゼロになる話ではなくてゼロからプラスになる話ですよね。知っていればそ うだったのにという話はよくあることで、全てのことで、例えば道を作ることで、こ こがこうなっていれば良かったのにねというように、後からいわれるよりも、道とい うのはこういう通学路を作っておけばいいんだよという話が最初から専門家がいれ ば、というか、そういう話をしてくださる人がいれば聞けるわけで、その聞くチャン スをつくることが、まちづくりだと思うんですよね。それはいかがなものなんでしょ う。

議 長 いいいわゆる0か100かの発想ではないよというのは、先ほどから色々出ているんです。

事務局(役重地域振興課長)

先ほど丸山委員さんがおっしゃっていた、全部が市民参加の枠なんじゃないかとは、その通りだと思うんです。公共施設、ここに掲げたものの実情は、地域に説明会をしない設備は一つもありません。道路にしても、トイレーつにしてもですね。問題は、当市のまちづくり条例でいう市民参画というものが非常に水準が高いということが、一つのネックという言い方は変なんですが、先ほど説明いたしました資料の対象、6つの自治体の対象を見ますと、この方法の中で紫波町以外はほとんどが1つ以上と書いています。1つ以上というのは全体どういう運用していますかということをいろいるお聞きした中では、ほとんどが受益地域への説明会。当市にはここでいう審議会の開催というのが、公募以外は無いのです。公募以外の審議会、通常の審議会というのは花巻市のまちづくり基本条例では市民参画の手法と認められていないんです、条例上は。ところがこういうふうに他の自治体では手法の1つと数えられておりますので審議会を開いたことで、そこで意見を徴収したことで条例は満たしているという運用になっております。当市の場合は2つ以上という非常に高い水準を求めてますので、石鳥谷にトイレを作りましょうと、まず街中の人のご意見聞きましょうという事で地

域説明会をします。あるいは道路事業ということで当然、地権者等から説明会をしますということだけではクリアできないものなんです。ということは逆に言うと、そのくらい重要度の高いものに絞った考え方をされているということです。この後、議論していただく参画の方法という部分と相互作用になってくると思うのですけれども、おっしゃられているように、この2つ以上という条例の厳格な手続きはある程度限定したものにするんだけれども、運用の中で例えばこういう道路とかそういうものも含めて少なくとも関係する地域、あるいは関係する団体、そういったものへの意見聴取は行わなければならないと、これは1つの、2以上じゃなくて1つだけという事になってしまいますが、運用の部分も含めてですね、相対的に考えていただきたいと。あくまで議論していただきたいのは、この2つ以上ということですので、やはリパブリックコメントとかアンケートとか、そういった事がかぶってくるんですね、そのイメージで捉えたときに、実際の運用上、それがまず年間通して現実的に可能か、そしてそれに対して相応しいかたちで、市民参画の運用がなされるかと言うこともあわせ持ってですね、議論限定する何者でもないのですが、他の自治体の例とちょっとそこが違いが有るという事をふまえてご検討をいただきたいなと思います。

平賀委員

気楽に言えない感じがして。みなさん出さないかなと思うんですけれども。この公共施設の区分については、もちろん小さなことと、大きなこととの違いはあるんですけれども、基本的には、そこの住民たちとの相談の結果、道を作るなり、私達小さな村でも、必ずそういうことをやってみなさんの合意で進めてくださっていると思っていますので、ここで区分の方法としては、やっぱり全市に関るようなものを一つの区分としていく、ただし、他のものを疎かにするわけではないと、なにか一つの書き方があるのかなという気はするんですけれども、全部と言われちゃうと、これまた凄い大変なことなんじゃないかなと思います。トイレのことは全体に関るから、あるいはそれもいいのかなと思ってみたりはしたんですけれども、もっとここに書いてある一つ一つの事を見て、すべて重要な項目とするというところまでは、区分しなくてもカバーできるのではないかというふうに思いながら聞いてました。

丸山委員

今の関連質問です。今、平賀さんがおっしゃったことはですね、まさに上手くやっ ている部分はあえて否定しなくてもいいだろうという考えなんですよね。じゃあ上手 くやってないのがないのかといったら、あるわけですよ。要するにおたくの地域はち ゃんと意見を聞いてコミュニティがしっかりしているから、地域と行政が一体となっ て決めているのかもしれない。だけどある地域では、知らない間に何か出来ていると いう事が起こっているわけです。同じ規模でね。突然ここが舗装されちゃった。それ はあんまり無いかも知れないけれど、どこかに突然、大きいモニュメントが建設され たということも起こっているわけですよね。ですからここでは、ある特定の地域は、 ではなくて、もっと全ての市民に携わってくるような考え方で考えが出来ると思うん ですよね。小さい大きいというのは、これは予算ではないと思うんですよ。例えば3 家族が関わる地域で3件の真ん中に共同の防水池を作りましょうと。これは3家族で 決めればいいと思うんですよ。だけどそれが10戸20戸の集落になった時には、こ れは集落で議論しないと決まらないのですよね。行政がちょっと勘違いされているの は、その10戸の集落で議論して、ある結論を出して、それを行政と一緒につくって いこうとする、これがまず参画なんですよ。だからこういう事も参画なんですよとい うことを行政サイドがわかってくれれば済むことで、あくまでも、うちの10戸の集 落のために全市のアンケート取ったり、パブリックコメントしたり、コンセンス会議 を開催しろといっているのではなくて、10戸の集落なら10戸の集落なりの市民参 画の手法を使います、それは地域説明会なのか、アンケートなのか2つ以上なのか3

つなのか、ここは2つ以上って条例で規定しているけれども、アンケートもそれに入れましょう。それから意見交換会も手法にいれましょうと、そしたら2つになるんですよ。事務局が基本条例でハードルが高いとしたのは2つ以上にしたからハードルが高いとおっしゃっているなら、それは大いなる勘違いで、意見を聴取するとか、アンケートみたいなものも含めて、行政サイドは市民参画って言っちゃうから、アンケートや意見を聞くなんていうのは市民参加じゃないよと、最低レベルだよと。だけどそれを入れてもいいから、後、意見交換であったり、議論する場、市民会議であったり、ワークショップって言葉は良くないんだけど、そういう場をつくる、それを含めて2つ以上と言っているだけなんです。ここで説明を終わります。

藤井(公)委員

先ほど全ての事業が受益者なり地域なり行政区なりが何らかのかたちで市民の意見を聞いて構成をして、ある程度合意に達して計画になっているという説明ありました。私も何十年間花巻市に住んでいて、そうだと思うんです。私のところでも最近、振興センター、小さな市役所構想の中で何百万かの予算の中で、バスに乗る停留場が道路の真ん中にある。停留場が車の通るところにあるので、子供達が乗るとき大変だから11万円の予算で退避所みたいな駐車場一つ作るという場合であっても、公民館に地域の人たちが集まって議論を行なっている。花巻市の中で全てそういう事が実際に行われているわけですから、前回も参加の方法で、障がい者相談員とかね、今までの既存の様々組織を使って様々な市民の意見を聞くことも必要ではないかなと発言しましたけれども、だから今ある行政区なり、福祉の問題だったら児童民生委員さんの声なり、聴く方法いっぱいあるわけですから、実際今動いているわけですから、それに更にもう少しね、総合的なことで市民参画の条例を作って、今後頑張っていこうと、開かれた市政にしていこうという事で議論をやっている。実体を丸山さんにも理解をしておいていただきたいなというのが本音でございます。

赤津委員

今までのお話しでは、順番として、今この公共施設等について、これを宮古市の例に則って区分しましたよということですよね。実は宮古市の場合は6条の規定の中に、対象以外のものについてもどうするかという項目が中で議論していると思うんですよね。要するに、この範囲で宮古の範囲で、それじゃあどうなのかと、やっているのではないかということです。ところがほかの団体のものをみますと、いやそれ以外にもあるんだよとなっております。したがって今、それを踏まえて、現実に花巻市の案が出てくるときには、そういう要素も入れて表現するとすれば、入れるべきだという議論に繋がっていくのかなというふうに理解しているのです。だからこういう議論をしなければ出てこないわけですので、貴重な議論だと思うのですが、これを翻って考えますと、トータルで全部入るんだろうかとか、こういう議論は、表現の問題なのですが、トータル的に全部入るのではないかと、ただし一定の区分をして、一応決めましょうと、さらにこの宮古市の区分の中に先ほど丸山委員さんが言ったように、一つ何か足しましょうよということもあると思うんです。そういったものと、ここのいわゆる6条というところで全体的に必要なものは拾えるようにとか、何かという事に、条例を作るときに生かされていくのではないかと思います。

村井まちづく り参与

参考までにお話させていただきます。いろいろとご意見いただいたように、まちづくりの全てを対象にすべきではないのかという事で、それはその通りで、そこは第5条で市民参画・協働のまちづくりが基本ですよという事で決めました。その中身は実は2つに分けてあります。1つは先ほど佐藤委員さんからおっしゃられたような、身近な課題ですね。これについては実は16条、17条でコミュニティであったり、NPOであったり、そちらの方で参画をしてまちづくりをやって行きましょうというこ

とで、今、実際27のコミュニティ会議で議論が始まっているわけです。それと別に、 そういう身近なものとは別に重要な施策、行政については、12条で、これは市の行 政に対して市民の参画をいただきましょうと。これは対象は何かというと、全てとす る方法もあるのですが、それではあまりにも対象となる事業が多すぎて各課が実際の 何か事務事業をやろうとすれば、全てパブリックコメントやったりアンケートやった り、そうなっていくと事務が停滞してしまいますので。現実にはいかない。という事 で重要な計画と条例に絞ってやりましょうというふうに決めました。これは市民に参 画していただいて、議会のご理解いただいて決まったわけです。そこで今回皆様方に 議論をお願いしておりますのは、その重要なものとは、どう絞ったらいいだろうなと、 そこをご検討いただきたいという事で意見を頂戴したいというものですから、あくま でここで議論いただくのは重要なものとは何かなという事です。背景は全ての事業に 市民参画していただいてやりたいのですけれども、ここでは12条で決めた、重要な ものとは何か。そこのご検討をお願いしたいと思います。それからちょっと話が戻る かも知れませんが、資料ナンバー1で31番でまちづくり基本条例で7-1という分 類を事務局のほうでしていただきましたが、これ宮古市の例にならうと非該当なんで すね。宮古市の例だとこういう項目がありませんから、ここは基本的なものに関する 条例も対象にしましょうという事務局としての提案で、ここは7 - 1という判断を加 えているといったことで、宮古市にならうと条例であったり事業であったりで該当し ないものになってしまう場合がありますけれども、宮古の例に加えて、こういうこと を付け加えていったらどうかというご意見いただければ大変ありがたいと思います。 以上です。

議 長 対象は全体であるんだけれども、特に重要な計画等、重要なものに絞ってこの委員 会で検討いただくと。とこういう事で進んでおりますよと言うことですね。

丸山委員

まさにおっしゃるとおりなんですよ。重要なものが何かを一体誰が考えるのかって ことが一番重要なんですよね。それで私どもが、さっきから言っているのは、全てを 参画・協働の対象にして2つ以上のものをやりなさい、やって欲しいと言っているの ではくて、対象にするかどうかの検討は全てですよと、それはまずベースにおいてく ださい。では、どれが重要でどれが重要でないのかというのは、多分1日2日だと概 念しか決まりませんよね。間違いなく2億円のものは重要だろうと、それから大迫の 地域活性化センターは重要だろうと、だけど今話題になっているのは、近くの道路を 作ったり、場合によっては1千人が使うトイレを作るのと、500 人使うトイレとどち らが重要でなくて、どちらが重要なのか、トイレだからこれは重要でないと解釈する のか、そういうところは今日は話せるだけであって、実はそれが、どれが重要で、住 民参画の対象にするかどうかを決めるのは、また別の組織がいるんですよね。それを 行政だけがやってはだめなんですよ。行政だけが、ここで作ったある基準を元に先ほ どの宮古市の例にとってもいいんだけど、7-1、2、3。これに該当すれば参画対 象ですよという前提を行政がやってはだめなんですよ。その選定作業するグループを 行政と市民が共有する場を作って初めて参画・協働というシステムが完結するのであ って、これを上から一気にやって皆さんの意見聞けばある程度の傾向はでるかもしれ ないんだけれど、ここではあくまでも、その程度の議論しか出来ないんじゃないでし ょうか。ここで決めたことが条例化されるわけじゃなくて、これは条例化するための 下準備をやっているだけであって、その下準備で今、なにが重要であるかという議論 をというか、ある枠組を考えておきましょうというくらいだと思うんですよ。

議 長 何を重要とするかというときの区分を、今、宮古市の例を暫定的に利用させていた

だいて、7-1から7-2-4まで並べて、先ほどは、いやこれだけでは足りないから、例えば市民生活に重要な影響を与える条例というのも一項入れたらどうかとこういうことが増えたんですよね。今とにかくやっているのは、この重要なという部分をある程度の区分をしていかないと、その都度その都度ゼロから重要なものっていうのはこの中でどれだということでは、それこそ事業も何も進まなくなるでしょうから。とりあえず今、この委員会でですね、この重要なを示す区分の仕方をまず皆さんで確認したいと思います。

佐藤(芳)委員

例えば、重要か重要でないかを示すというのにあたって、先ほど私が言ったんです けれども、とりあえず全部参画対象とします。参加してはいけないもの以外はとりあ えず全部参加対象なんだけれど、その中で重要、重要でないもの決めるのには、かな り難しいものがあると思うんですけれども、そのとき、それを市民に全部開示してい ただいて、そのうち、これは市民参画していただきますというようにしてもらえれば、 こちらは参画できないんだと、これは参画すべきなんだという判断が市民の皆さんに 出来るのではないかと思うんです。例えば情報の開示をして、石鳥谷にこういうトイ レが出来たというのも私は初めて聞きましたけれども、毎日通っていますけれども、 こういうのが分からないわけですから、まず分かるようにして皆さんの意見を聞けば 良いわけで、そういうことが、皆さんが知ることがまず、まちづくりの大前提になる んじゃないかと思います。どのようにして皆さんにお知らせしたらいいのかというの はまだ分かりませんけれども、例えば公民館とか、図書館とか、全ての公のところに おいておくとか、ホームページにアップしておくとか出来ると思うんですけれども。 その中で市民参画していくことは、例えば公共施設の3番は7-2なので参加してい ただきますとかね。ということであれば、それはそれでいいのではないかと思うんで す。

議 長 今の話は、この区分の項目は項目として、まずこのままにしておいて、例えば、今 日資料出していただいたものが全市民に分かるような形でということですか。

佐藤(芳)委員 はい。そうですね。

大山地域振興 部長

この重要な建設計画ということで宮古市の例を区切って、これを花巻市の実施計画に、いわゆる市民生活に影響を及ぼすだろうと思われるものを限定した場合ですよというのが事務局の案。これを重要のイメージを、例えば資料として出しておりますけれども、1億円以上のものを重要としてだ出しましょうとか、そういう括りをもっていくかどうか。あるいは、何もしないで広く客観的に見てこうだっていう判断でやっていくか。そういったものを決めるって形にしてもらえればある程度出てくるのではないかと思います。他市では3億以上とか、10億と書いているんですよ。先ほど村井参与が言ったように、重要なものとして線を引かないと、すべて細かいものまで参画の対象としてしまう、これはいわゆる概念的には全部参画の対象とするというのは当然ありますが、道路についてもそういった参画が出来た段階できているんですから、それは一律にあるんだという前提の中で、重要だという位置づけを明確にするか、或いは、これくらいだろうというものにするか、それはある一定の金額の中で示すという方法もあるだろうし、そういった中で示していっていただいたほうが明確だと思います。そういうことで示させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

丸山委員 私どもと行政サイドと大きくずれたのが今わかりました。というのはここで言う参

画というのは、何らかの手段で全市民に問いかけるという前提を置いているわけですか。

事務局(役重地域振興課長)

今、部長が言いましたのは、市民参画をするものと、しないものに振り分けるとい う議論をしているというのは思わないでいただきたいです。今、条例の内容を今部長 がいった通り全てが市民参画を取り入れて市政をやっていこうということです。ただ し今議論している適用対象というのは、あくまでこの13条で言う中で2つ以上の厳 重な手続きを課するものとして、その重要なという括りはなんなのかという議論をし ていただいてます。具体的な13条に書いてあることだといいますと、アンケート。 パブリックコメント、市民会議の公募、ワークショップ等々となっているわけですけ れども、当然2つ以上ですから全部アンケートとらないといけないわけでもないし、 全部パブリックコメントしなくてはならないことでもないわけです。ただし、やはり 地域で説明会をするという1つの手法では足りないという事ですので、2つ以上と言 うことになれば、やはり審議会で公募委員を入れてやっていくか、あるいは、アンケ ート、パブリックコメントという手法が加わってくるという事になってこようかと思 います。丸山委員さんがおっしゃったように、全部に2つ以上適用しろといっている のじゃないという事ですので、もしそうであれば、今の2つ以上適用するという議論 していただいた後に、それ以外のものについてはどういう網をかぶせるのと少なくて も、受益地区には、例えばトイレのようなものにはきちんと説明しましょう。あるい はこういうものは利用度が低くても地域の人に限らず、他のところにも意見を聞いた らどうですかと。それはまさに次の段階の参画の方法、仕組み。赤津委員さんがおっ しゃっていた、その他のものについてその仕組みを適用させていくかと言う、その辺 の議論になると分かりやすくなっていくんじゃないかなと言う風に思われます。なの で市民参画の手法が全部その紙にして撒かなきゃいけないというのではなく、全市民 にアンケートとかという捉え方は勿論しておりません。

丸山委員

私の質問がちょっと違っていたのですが、重要なものに関しては参加の手法のどれを使うかじゃなくて、全市対象とするものが重要と捉えるんですか、それとも、大迫だけで、大迫のある集落で先ほど村井さんがおっしゃったようにコミュニティでの参画だからここでは対象にしないというんですか。もう1回質問に戻りますと、重要な参加対象に参加できる市民の範囲、これは全市を対象とするから重要という括りになるんですか。という質問です。大迫だけでやる例えば住民参加は重要の範疇には入らない。

菊池委員

どれが重要なのか云々の話になっているんですけれども、これは人によって違うと思うんですよ。例えばトイレの問題にしても、農協の場合、施設に人が集まるときは障害者の方、車椅子で来た方がトイレが無いかと言う方がたまに来るんですよ。うちの場合はあるんですけれども。そしてそういった方々から言えば重要な問題だと思うんですよ。それ以外に金額的なものである人はまたそれとは別なことが重要だと考えるし、全然人によって、見方によって違うと思うんですよ。今これで色々意見だしてやっているんですけれども、やはりこれは一つもう線引きをして、そしてここに出しているような重要性も尊重してやったほうがいいと思います。そして私自身進んでもらいたいのは、その参画の方法。そちらの方にどんどん進んでもらいたいなと。というのも実は私達も同じようなことをやっているんですよ。農家の人たちにアンケートを取ったり、あるいは座談会というものをやったりしているんですけれども、色々話聞けばですね出てきます。気が付かないような話もね。ただそれもかなり細かく聞かないとないとだめです。大雑把にどっかに集めて聞こうとすれば、殆ど人は集まって

こないです。ですからこういったものをまず決めて、そしてその参画の方法を考えていけば、そして中で今度はかえって今度はこちらの方にフィールドバックして、やっぱりトイレの事も考えた方がいいんじゃないかと出てくるかもしれない。そのときになった時に又、これ考えてもいいんじゃないでしょうか。今は出されているものを尊重して進めていくという形でいいんじゃないかなと私は思います。

議 ほかにご意見ございませんか。では最初の申し述べましたように、いろいろと具体的な例を挙げて資料で提示していただきながら、この回で重要な計画についての区分の項目立てがこれでいいのか、足したらいいのか、直したらいいのか、そこを議論していただいて、まずその中間的なまとめの全体像を見るようなかたちで、今度は具体的な事例をぶつけながら、更に成案目指していきましょうということで皆さんのご了解得ております。まず基本的に、いわゆる宮古市の例と同様のかたちで、現段階ではこのままで良いということでいくか、先ほど丸山委員さんのほうから、市民生活に重要な影響を与える、これは7・2のところに市民生活に重要な影響のある、ここは制度なのですが、この制度のほかに条例というのも入れたらどうかというお話があったのですが、ここを確認して、次回には今までの議論も踏まえて、項目をある程度確認しながら、それに事例をぶつけていくようにしたいなというふうに思います。例えばここに条例と入った場合、例えば困難なことが出てくるとか、あるいは確かにそれは入れたほうがいいとか、何か専門的な部分からもお話いただきたいのですが。

事務局(役重地 考え方としては市民生活に重要な影響を与える制度ということで既に入っておりま域振興課長) すので、制度というのは、条例で決めていたり要綱で決めていたり、いろいろな場合がありますが、当然ながら重要な影響のあるものは条例であっても含まれてくると、条例として明示してもよろしいかと思いますし、制度と言った場合にも当然これは入るという理解であります。明示すれば分かりやすいという面もあるかと思います。

議 長 この制度の中に条例も含まれると、そういう解釈で行くということでよろしいです か。はい、ありがとうございます。

村井まちづく 議長すみません。事務局のほうから、宮古市の例ですと基本方針を定める条例といり参与 うのは入っていないわけですが、ほかは入っていますから、ここは追加をしてはどうかということかと思います。

議 長 ここはたいへん大切なところです。宮古市の例を基盤にしながら、それ以外のところで入れている、この基本方針を定める条例、これは花巻でもキチンと入れたほうがいいだろうということですが、よろしいでしょうか。

(異議なし。)

議長では、それを入れるということで確認したいと思います。

藤井(公)委員 せっかくですから、この除外規定についてご説明いただいて進めましょう。

議 長 それではですね、4時若干過ぎましたが、あと20分くらいのところで今日の分し めれるようにしたいと思いますので、少々お時間いただきたいと思います。では、除 外規定について資料のご説明いただきたいと思います。 事務局(役重地域振興課長)

では冒頭に確認していただきました前回の議論の中で、課題として残った部分とし て2点。まず内部の事務処理についてということで、お示しした計画の中で3つ内部 の事務処理に関することではないかという事で事務局のほうで区分したものですけれ ども、これは内部というより市民生活に関係ある部分で対象としたほうがいいのでは ないかということでございます。それぞれ内容については、総合計画実施計画につい ては、前回、資料をお配りしたものそのものでございます。これについての考え方と しては、基本計画は事業の内容を含めて市民参画をしているという中で、その実施計 画は基本計画で示された施策を3年間、基本計画は10年間なのですが、3年間とい う予算編成の中で、どの事業を何年度に実施していくかという予算枠の調整の部分で ございます。従いまして内部の予算調整に属するものというように示させていただい たわけですけれども、あわせて、今説明しました重要な公共施設を含めて、中に書か れてある個別の事業は、その個別の事業の重要度に合わせて市民参画が成されるとい う事は当然のことでございますので、この実施計画については実務的にもボリューム のあるものでございまして、実施計画もまた内部の計画、あるいは重要な計画に該当 しないということで除外と考えたものでございます。それから地球温暖化対策実行計 画、これはまだ策定途中でものなので具体的には示せないのですが、素案段階では、 庁舎内の冷房の温度を何度にするとか、コピーは裏紙を使うとか、9月はノーネクタ イでいいとか、そういった職員の行動、事務をするにあったっての行動規範というこ とでございまして、役所に限らず、一定の規模以上の事業所は策定が義務付けられて いるというものでございます。これについてはまさに内部で責任を持って運用すべき 計画というふうに考えてございます。それから3点目でございますが、公共工事コス ト縮減計画。これは国交省の指針がございまして、全国都道府県に通じて流れている ものでございますけれども、設計段階での、例えば物資の発注とか、それから入札、 契約の例えばプロポーザル方式とか、そういった契約方式に関する合理化、こういっ た手法を盛り込もうというものです。これもまだ出来上がっていませんけれども、そ ういったかたちである程度、国交省の技術指針に基いてつくるものとなりますので、 これについても内部であり法令の基準という事でございますので、いずれ参画の今回 の重要なというものには該当しないものというふうに考えてございます。あわせて金 銭の徴収についてですが、お示ししておりますこの表の中では、大和市において除外 規定としていない、ということは逆に言えば参画対象にしているということでござい ましたけれども、実際には運用が難しいということで、手数料を値上げする際に全て アンケート取るというようなことは、今現在はしていないと聞いております。ただし、 宮古市は市川市の例にありますように、所得制限を変えるとか税率アップするとかで はなくて、地方税法上で市町村の税目というのは限定的に列挙されていますが、それ 以外に税目を新たに起こすと、例えばゴミ税とか、そういうものをもし検討するとす れば、これはやはり市民参画の対象としてやってくださいという書き方でございます ので、当市の場合にも新たな税目どうするかという事については、再度ここで検討し ていただく必要があるのかなと感じたところでございます。説明については以上です。

議 長 ありがとうございます。今ご説明いただいたことに関連してご質問ご意見ありましたらお願いします。

藤井(公)委員 今の最後の金銭の徴収についてですが、北上市のゴミの有料化というのはこれに入るのでしょうか。それとも条例のほうか、どちらかに入ってくるのでしょうか。

事務局(役重地 税金ではないので、やはり重要な影響をおよぼす制度の中には入ってくると思いま域振興課長) す。

議 長 今、理由をつけてごご説明いただきましたが、除外できるものの中に、内部の事務 処理、あるいは市税金の徴収に含めるというということですが、よろしいでしょうか。

丸山委員 今の説明でよく分からなかったのが1番の総合計画の実施計画の中の、施設であったり大きく市民に関わるものは対象とするのですか。言葉を濁していたようですが。

事務局(役重地 実施計画の中の個別の事業の中で先ほど検討された重要な公共施設の事業であった 域振興課長) り、あるいは市民生活に重要な影響を与える制度という該当する事業については個別 事業の企画段階で適用対象となるという事でございます。

丸山委員 意見ですが、ここで実施計画は除外しない方がいいと思います。実施計画で必要なものは参画の対象とするのだから、ここで大括りで総合計画に基づく実施計画を除外してしまって、その中で必要なものを落穂拾いのごとく拾うというのは逆じゃないかということです。総合計画は対象にしておいて、その中で不必要なものは当然参画対象にしなくてもいいのだけれど、やはり実施計画の重要でないものは我々にとっても重要でないわけで、実施計画の重要なものに関してはやっぱり市民参画させてくださいということで除外規定から除外していただきたい。

大山地域振興 実施計画の策定の関係については補足させていただきますけれども、実施計画は 1 年毎に見直しています。これはなぜかというと予算編成とのすり合わせで、基本計画があっても予算の裏付けがないと出来ないというところもあるんですよ。その為に毎年度ローリングという方式でやっているものですから、今言った基本計画にある重要な施設についても当然参画の対象となっておりますけれども、いわゆる手続き的な状態の中で予算編成との中で連動で進められておりますので、除外してもいいのではないかなという中での説明でしたので補足させていただきました。

議 長 重要な計画等の中に、市民生活に重要な影響のある制度というように括っているわけですので、ここのところをつき合わせていけば重要なものは落ちないのではないかと思います。

丸山委員 最後の税金の問題について。これは前回私がお話したものであると思いますので、 責任取るために言います。3番目の公共コストは、是非、新規の市税等徴収する場合 には参加対象としていただきたい。宮古の例をとると除外できるものとして7・3・ 5で市税、金銭の徴収。こういう括りでやってしまうと新税であろうがなんだろうが、 さっきのゴミの問題もあるかもしれないし、そういうものが対象外になってしまうの で、重要な計画の中で7・2のどこに括るかは別にして、新しい市税であり、金銭の 徴収するもの、これは参加対象として加えていただきたいと思います。

議 長 先ほどの税目をおこす場合ですね。そういう場合はそこが落ちてしまわないような 何か表現なり付帯説明なりが付けば良いということでしょうか。

丸山委員 そうですね。でも場合によっては、例えば国民健康保険などで、これからどんどん 介護保険も市におりてくるわけですよね。地方行政の中におりてくるのであれば、先 ほどの説明だと法律とか国で規定しているものであれば対象としないという解釈を今 はされているけれども、これから将来考えていけば介護保険にしても健康保険にして も各自治体が管理する税額、これは各自治体で決めていくわけだから、ひょっとした らこれも入れるべきかもしれないですね。これからはという気持はしています。これまでは押し付けで1万3千円払えって言われてたから黙って払っていたけど、これからは突然1万8千円払えって言われたときに、やっぱり白旗で反対っていうわけにいかないと思うんですよ、それで行政が心配しているのは、例えば税金をとるということであれば反対するであろうとか、市民が不利になることはまず市民が反対するだろうという意識がまだあると思うんですよ。でも、そうではなくて突然1万5千円のものが2万円になってしまって払いなさいと言われたら、我々は反対するんだけれども、例えば今1万5千円のものを2万円にしないと市は大変だと、管理団体になっちゃうし、学校は2つ潰さなければならないよと、そういう議論をお互いしながら1万5千円のところを1万8千円までなら我慢しましょう、出しましょう。両者がやったあと、市で2万円といっていたのが市民は1万5千円といっていたのが1万8千円で、皆で決めたら、これで頑張って僕も払うよというような状況を作るための市民参画なんですよね。ですから是非、私の気持ちからすれば、介護保険であったり、そういう国で規定している税金関係。市で采配がふるえるものに関しては参画対象にしていただきたいと思います。これからはそういう時代じゃないかと思っています。以上です。

議 長 ありがとうございます。他にご意見ございますか。ちょっと時間になってきましたので、いわゆる例えば7‐3‐5で、市税、金銭の徴収が除外できるということですけれども、重要な計画等の、市民生活に重要な影響のある制度、これと当然ぶつかっていくわけですよね。

丸山委員 お金の分は特化しないといけないんじゃないですか。

いえ、例えばここで7‐3‐5で出た、いわゆる市税金銭の部分については、そん議 長 なに影響のないもので、とにかく即決してどんどん進めていかなければいけないもの、 そういうものをイメージしていると思うんですよ。この中で特に重要な影響のあるものというのは、これの項目に照らして参画の対象と当然していくということの解釈でいかがですか。

丸山委員 それをやるととても危険なんですよね。再度ある程度文章化しておかないと、個人 的解釈が出てしまうと。これは私の意見です。

議 長 新しく税目をというのは、先ほど具体的に表現が出ましたので、そのほかに何か表現で起こせるのであればと思います。

大山地域振興 新しい税目をおこすという表現でお話させていただきますけれども、宮古市の、新 親の目的税は除くという表現ですけれども、花巻市でも目的税はあります。地方税法 の中で目的税として出来る内容のものとして入湯税の徴収があります。先ほどお話し たように一律に上げるとかですね、そういった健康保険税が上がるといったものにつ いては、当然、市民生活に影響を及ぼす内容ですから、これは市民参画の内容とはす るということなんですよ。この目的税を除くというのは、例えば花巻市でいうと、新 規のもので、これはどうなるか分かりませんが。今のところ入湯税というような項目 であるということで補足させていただきます。

議 長 確認いたします。それでは、宮古市の例を元にしながら、具体的に市の事業とか計 画をあげながらどういう項目が該当していくのかということで、この区分について吟味していただきました。今、最終的にこの項目については先ほどの基本方針を定める

条例というのを重要な計画のほうに区分としていれていただくということ、それから除外できるものの税の部分等については、説明の方で表現していただくということで確認していただきたいと思います。次回は、これまでのことをまとめていただいて、それを適用して具体的な事例を、参画等を絡めて協議して参りたいと思います。

それでは第4回の推進委員会これで閉めさせていただきます。大変ありがとうございました。

(午後4時20分 散会)